

令和8年3月31日

令和8年度岡山県交通事業者人材確保・利便性向上支援事業補助金
車両購入に係る申請等手続の留意事項について

1 補助の内容について

(1) 車両購入に係る補助対象事業者

バス事業者、タクシー事業者、交通空白地有償運送事業者（市町村を除く）及びリース事業者（バス事業者、タクシー事業者及び交通空白地有償運送事業者（市町村を除く）に車両を貸与する法人）

※リース事業者については、車両購入に要する経費に限り申請することができる。

(2) 対象車両

ノンステップバス

補助事業者であるバス事業者が事業の用に供するために購入等（リース契約含む。以下同じ。）をした車両で、国土交通省が定める「標準仕様ノンステップバス認定要領」による認定を受けたもの

リフト付きバス及びエレベーター付きバス

補助事業者であるバス事業者が事業の用に供するために購入等をした車両（乗合バス事業者にあつては、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（以下「省令」という。）」第43条第1項に規定する地方運輸局長が指定した車両に限る。）で、省令第37条第2項第2号に規定する車椅子使用者の乗降を円滑にする設備のうち、リフト又はエレベーターを備えているもの

ユニバーサルデザインタクシー（レベル1及びレベル準1）

補助事業者であるタクシー事業者が、事業の用に供するために購入等をした車両で、国土交通省が定める「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」による認定を受けたもの

リフト付き福祉タクシー及びスロープ付き福祉タクシー

補助事業者であるタクシー事業者が、事業の用に供するために購入等をした車両で、省令第45条第1項に規定する車椅子等対応車のうち、スロープ板又はリフトを備えているもの

(3) 補助金額及び補助対象経費

補助金額については、国、市町村等の他補助金の併給を受ける場合は他補助金額を除く経費に補助率1/2を乗じた額、他補助金の併給を受けない場合は経費に2/3を乗じた額とするが、1車両あたりの補助限度額は400千円とする。

※消費税抜きの価格で申請すること。

※リース事業者への補助金交付の場合であっても、賃借者である交通事業者ごとに「②交通DX・利便性向上事業」の補助限度額4,000千円を算出する。

ノンステップバス

- ・車両本体のほか、以下に掲げる装備も補助対象経費に含めることができる。
 - a ノンステップバス標準仕様装備 b ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置 c ABS装置 d 車椅子固定装置、床の滑止め加工 e 運賃箱 f 両替機 g 整理券発行機 h カードリーダー、ライター（ICカード対応のものは除く） i 運賃表示器 j 行き先表示器 k 停留所名表示器 l 放送装置 m 集中操作盤 n バックカメラ・バックカメラ専用モニター o 乗降中表示灯 p 通路セフティランプ q 間接確認装置 r 急停車注意灯 s ボディー塗装（広告用の塗装を除く） t 側・後窓着色ガラス u 100V コンセント又はUSB
- ・中古車両を導入する場合（ノンステップバスに限り中古車両可。）は、車両の修理及び整備にかかる費用は補助対象外。

リフト付きバス及びエレベーター付きバス

- ・車両本体のほか、リフト又はエレベーターの設置費及び以下に掲げる装備も補助対象経費に含めることができる。
 - a ノンステップバス標準仕様装備 b ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置 c ABS装置 d 車椅子固定装置、床の滑止め加工

ユニバーサルデザインタクシー（レベル1及びレベル準1）

- ・補助対象は車両本体に限る。

リフト付き福祉タクシー及びスロープ付き福祉タクシー

- ・補助対象は車両本体及びリフト又はスロープの設置費に限る。

（4）補助対象期間

令和8年4月1日から令和9年1月31日までの間に実施する次の事業を対象とする。ただし、車両購入に要する経費に係るものについては、令和8年2月27日以降に購入等の契約を行ったものを対象とする。（運輸支局等の登録及び支払いについては、令和8年4月1日から令和9年1月31日までの間に行う必要がある。）

2 申請手続きについて

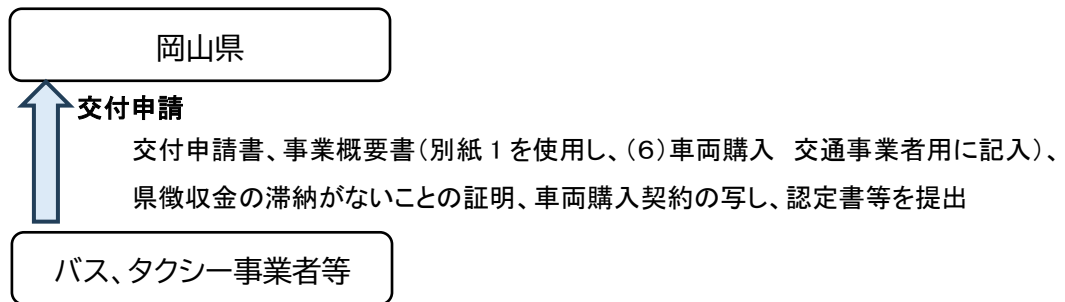
申請書類（様式は岡山県交通政策課ホームページからダウンロードできます。）

- ・様式第1号「交付申請書」（リース事業者が申請する場合は、「4 賃借者に関する事項」を記入すること。）
- ・別紙1「事業概要書」（リース事業者が申請する場合は、別紙2「事業概要書」を使用すること。）
- ・申請の2か月以内に発行された県徴収金の滞納がないことの証明（リース事業者が申請する場合は、リース事業者と賃借者の両者のものを提出すること。また、県内に営

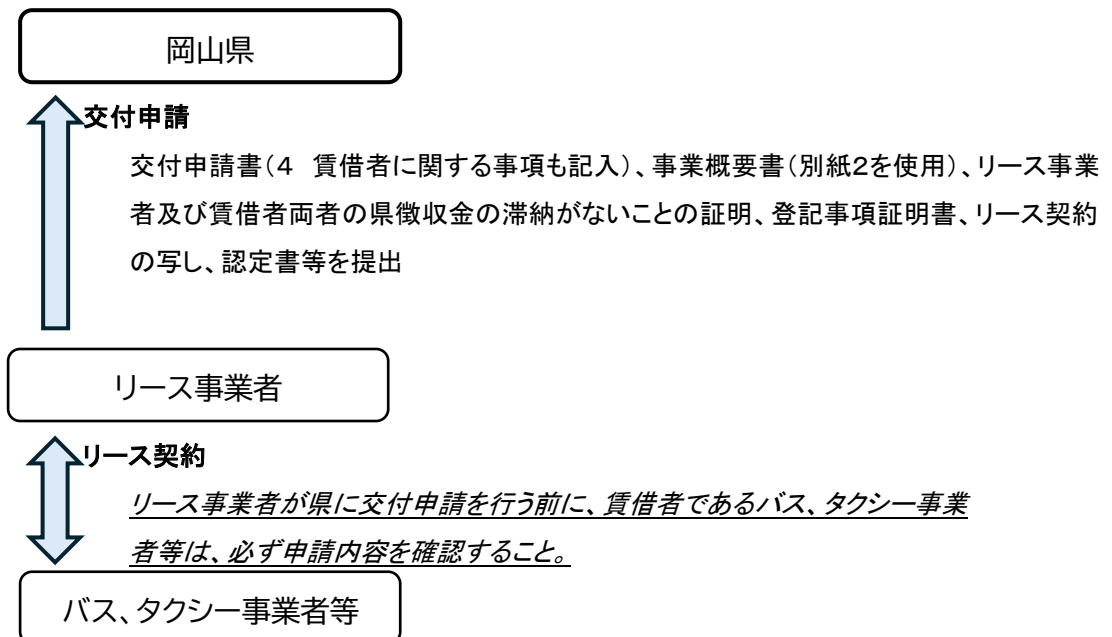
業所等がないリース事業者については、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）を県民局税務課に提示することにより、県徴収金の滞納がないことを証する書類の交付を受けること。）

- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）（リース事業者が申請する場合に限る。）
- ・ 補助対象経費を算出した根拠となる資料（見積書、納品書、請求書等）
- ・ 対象車両であることがわかる資料（認定書、仕様書、車両構造がわかるもの、カタログ、見積書等）
- ・ リース事業者の場合は、1台ごとの契約期間及びリース料金（総額及び月割）がわかる内訳を含むリース契約書の写し（リース料金の総額に補助金相当額分の値下がりを反映させること。）

《バス、タクシー事業者等が車両を購入した際に申請する場合》



《リース事業者が申請する場合》



3 その他

- リース事業者が補助を受けようとする場合の賃借者とのリース契約については、当該車両の耐用年数を超えるリース期間とすることとし、期間終了後の当該車両を賃借者が継続して使用することが可能となる契約とすること。
- ユニバーサルデザインタクシーを購入等したタクシー事業者は、「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成 30 年 11 月 8 日付け）等の国土交通省の通達を遵守すること。